

もくせいの苑短期入所生活介護契約書

もくせいの苑介護予防短期入所生活介護契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と、もくせいの苑（以下、「ホーム」といいます）は、ホームが利用者に対して行う

☐短期入所生活介護

☐介護予防短期入所生活介護

（以下 短期入所生活介護といいます）について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

1. ホームは介護保険法令の趣旨にしたがって、短期入所生活介護を提供し、利用者はその料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 利用者は利用開始予定日から7日間以上の猶予をおいて、ホームに対し利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、ホームは居室が確保できないなどの正当な理由がない限りこれを断れません。
3. 利用者は利用開始の午前9：30以降に入所し、利用終了日の午後16：30までに退所するものとします。
4. 利用者は契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条 （短期入所生活介護計画）

1. 利用期間が4日間以上の場合、ホームは利用者の日常生活介護全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。
2. ホームはこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条 （短期入所生活介護の・内容）

1. 記載なし。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は以下のとおりです。事業者は〔重要事項説明書〕に定めた内容及びサービス内容について、利用者およびその家族に説明します。

居室	定員2名の居室ですが、全室個室対応可能な造りになっております。
----	---------------------------------

食事	管理栄養士又は栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 朝食 8:15～ 9:15 昼食 12:15～13:15 夕食 17:45～18:45 ＊自立支援のため離床して各階の食堂にておとりいただくことを原則としています。
入浴	身体状況に応じて一般浴槽もしくは特別浴槽をご利用いただき、週に2回以上入浴することができます。ご希望により、個人浴槽のご利用も可能です。ただし、健康状況により清拭となる場合があります。
介護	（介護予防）短期入所生活介護施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 食事介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位交換、施設内の移動の付添い、日中のレクリエーション、シーツ交換等
機能訓練	1階の機能回復訓練室および各階居室にて機能訓練、各階フロアにて集団訓練を行います。
趣味活動	趣味活動として書道、手工芸、生花、園芸、娯楽、レクリエーション、映画会等に参加できます。活動内容によって材料費などの実費がかかる場合があります。
生活相談	利用者及びご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。
健康管理	（介護予防）短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。また、医務室において、診察や健康相談サービスを受けることができます。

	医師来苑曜日、時間
内 科	毎週火曜日 12:30～14:00、 金曜日 12:30～14:00
精神科	月 2 回

協力病院

名 称	住 所
栄田医院	東京都昭島市玉川町3-18-14
医療法人社団 潮友会 うしお病院	東京都昭島市武蔵野2-7-12

看護職員と介護職員の連携による医療的ケア	口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養（以下「医療的ケア」という。）が必要になっても、引き続き施設での生活が続けられ、また、医療的ケアが必要な方にも入所して頂けるよう、医療行為の一部を必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行います。 ① 対象となる医療的ケアの範囲は、口腔内の痰の吸引（咽頭の手前まで）と胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）です。 ② 介護職員が医療的ケアを実施するにあたっては、厚生労働省の通達要件を満たすよう以下の対応をします。
----------------------	---

	(ア) 嘱託医から看護職員への指示を受け、看護職員と介護職員が連携・協働し、実施計画書の作成を行い、医療関係者による適切な医学管理を行います。 (イ) 安全性確保のための委員会の設置やマニュアルの整備などの体制を整えます。 (ウ) 医療的ケアの水準を確保するために、継続的な研修・指導を行います。 (エ) 実際に医療的ケアが必要になった方には、実施体制を説明した上で、介護職員が医療的ケアを行うことについて書面により、同意を得た上で実施します。
理美容サービス	当苑では毎月業者が来苑し、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
所持品の管理	ご契約の希望により、所持品等管理させていただきます。
複写物の交付	利用者が、該当利用者に関するケース処遇記録の複写物を必要とする場合に交付いたします。(費用は実費にていただきます。)

第5条 (サービス提供の記録の保存)

1. 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管いたします。

第6条 (料金)

1. 利用者は、第4条に定めるサービスについて、〔契約書別紙〕に定める自己負担分をホームに支払います。
2. 利用料金は、短期入所生活介護の利用期間を1ヶ月ごとに計算し、請求書に明細書を付して利用終了日に交付します。
3. 利用者は料金の合計額を利用終了後、翌月末までに現金払いまたは振込みにて支払います。
4. ホームは利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条 (利用料金の変更)

1. ホームは利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
2. 利用者が利用の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わすこととします。
3. 利用者は料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解除することができます。

第8条 (契約の終了)

1. 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. ホームはやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、ホームは、利用者に対して、文書で通知することによ

り、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、３０日の予告期間をおきます。

- ① 利用者がホームに支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日間以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が、ホームやサービス従事者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
- ③ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ④ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ⑤ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ⑥ 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第9条 （安全配慮の義務）

1. ホームはサービス提供するにあたり、利用者の生命・身体・財産の安全配慮をします。
2. ホームはサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。ここで言う身体拘束とは、車椅子やベッドに胴や四股を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやＹ字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を４本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法によるものを指します。
3. 保護をするため緊急やむを得ず２項の拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、これらの要件を慎重に確認し判断します。緊急やむを得ない理由としては切迫性・非代替性・一時性の３つの要件を満たした場合において合理的と判断します。
4. ホームで作成して保存している利用者の記録について、いつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

緊急やむを得ない理由について

切迫性	利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
一時性	身体拘束は一時的なものである場合

第10条 （賠償責任）

1. ホームはサービスの提供にともなって、ホームの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況から相当と認められた時に限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができます。

第10条（緊急時の対応）

1. ご利用者に容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。連絡先は別紙にて記載して下さい。

第11条（サービス内容に関する相談・苦情）

1. サービス内容に対して相談・苦情があれば下記の窓口が対応いたします。

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当：ソーシャルワーカー 電話 042-545-5318

必要に応じて、第三者委員を含めて解決できる体制を作っております。

②その他

当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等で受付けています。

昭島市 昭島市保健福祉部介護福祉課 電話 042-544-5111（代表）

昭島市総合オンブズパーソン相談室 電話 042-544-5122

第11条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第12条（裁判管轄）

1. 利用者とホームは、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所立川支部を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を交付し、利用者とホームが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

利用者

〔住 所〕

〔氏 名〕

印

（代理人）

〔住 所〕

〔氏 名〕

印

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 ゆりかご会

もくせいの苑（事業所番号 1374000220）

〔住 所〕 東京都昭島市松原町2丁目9番2号

〔代 表 者〕 理 事 長 尾 西 幸 子 印